

# 光市記者発表資料

令和3年3月25日

件名

光市地域包括支援センターの体制が変わります

内容

## 1 趣旨

地域包括支援センターでは、高齢者の一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

現在光市では、あいぱーく光内に市直営で設置している地域包括支援センター1か所に加え、令和3年4月1日からは社会福祉法人にセンターの運営を委託し2ヶ所新たに設置することで、センターの機能強化を図り、市民の皆さまにとってより身近な相談窓口となるよう体制を整えます。高齢者の様々なご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

## 2 新たな地域包括支援センターの運営体制（令和3年4月1日から）

センター名	連絡先	担当地区
光市基幹型地域包括支援センター※	光市光井2丁目2-1 (あいぱーく光1階5番窓口) TEL 0833-74-3002	牛島
光市東部地域包括支援センター	光市光井2丁目2-1 (あいぱーく光2階 光市社会福祉協議会内) TEL 0833-74-3061	室積・光井・大和
光市西部地域包括支援センター	光市光ヶ丘5-18 (高齢者複合施設ひかり苑内) TEL 0833-74-2000	浅江・島田・上島田・三井・周防

※基幹型センターは、市全域の統括支援や地域包括ケアシステムの深化・推進に関わる業務を行います。また、これまでどおり、高齢者の総合相談窓口としても利用できます。

## 3 事業開始日

令和3年4月1日（木）

## 4 その他

センターの協力機関である在宅介護支援センターは、令和3年3月31日で廃止し、機能を委託センターに集約します。

問合せ

担当課 光市福祉保健部高齢者支援課 地域包括支援係  
担当者 安池 まさみ (電話 0833-74-3002)